

報道関係者各位

令和7年1月21日

第3次舞鶴市DV対策基本計画(案)に対するパブリック・コメントの実施について

舞鶴市では、令和2年度に策定した「舞鶴市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画『第2次舞鶴市DV対策基本計画』」が、今年度末で計画期間の終了を迎えることから、今後も各施策を計画的かつ継続的に進めるため、時代や社会のニーズや変化により求められる施策の方向性や対応策を盛り込んだ新たな計画の策定を進めています。

このたび、本計画の案を取りまとめましたので、本市パブリック・コメント手続制度に基づき、皆様からの意見を募集します。

意見募集期間	令和7年1月22日(水)～2月21日(金)まで
計画素案の公表方法	人権啓発推進課(市役所本館2階)、市政情報コーナー(市役所本館1階)、男女共同参画センター、西支所、加佐分室、中・西・南公民館、大浦・城南会館、まなびあむ、東・西図書館、北浜・市場・荒田・長浜市民交流センター、福来コミュニティセンターで閲覧できます。市ホームページにも掲載しています。 (https://www.city.maizuru.kyoto.jp/shisei/0000013396.html 22日(水)0時公開)
意見提出対象者	舞鶴市民に限らず、どなたでも提出できます。
意見の提出方法	意見書(様式自由)に「第3次舞鶴市DV対策基本計画(案)に関する意見」と明記し、住所、氏名、電話番号及び意見をご記入のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。 (1) 郵 送：〒625-8555 舞鶴市人権啓発推進課(住所記載不要) (2) F A X：0773-62-9891 (3) 電子メール：jinken@city.maizuru.lg.jp (4) 直接持参：人権啓発推進課(市役所本館2階) ※匿名、電話、口頭による意見は受付できませんので、ご注意ください。
提出意見の取り扱い	意見募集期間終了後、提出された意見の概要、意見に対する市の考え方を整理し、公表します(氏名等は公表しません)。 なお、提出された個々の意見に対して個別の回答は行いませんのでご了承ください。
問い合わせ先	舞鶴市人権啓発・地域づくり室 人権啓発推進課 電 話：0773-66-1022 F A X：0773-62-9891 電子メール：jinken@city.maizuru.lg.jp



SDGs 未来都市

舞鶴市 人権啓発推進課(担当：山本・鹿田)

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL:0773-66-1022、FAX:0773-62-9891

E-mail:jinken@city.maizuru.lg.jp